

〔古今著聞集和歌五〕平治元年二月廿五日、御方違の爲に、押小路殿に行幸有けり、透廊にて夜もすがら御遊ありけるに、女房の中より、硯蓋に紅の薄様をまきて、雪をもちて出されたるに、和歌をつけたりける。

月影のさえたるをりの雪なればこよひははるもわすれぬるかな返し、
くまもなき月のひかりのなかりせばこよひのみゆきいかでかはみむ

〔古今著聞集飲食十八〕九條の前内大臣家藤原基家に壬生の二位藤原隆家參て、和歌のさた有けるに、二月の事なりけるに、雪にあまづらをかけて、二品にすゝめられけり、くいはて、此雪猶候は、給て二條中納言定高のもとへつかはし候はん、かの卿は雪くいにて候也と申ければ、すなはち硯のふたにもりて、出されにけるをつかはしたりければ、かの卿の返しに、

心ざしかみのすぢともおぼしけりかしらの雪かいまのこのゆきよまれにけりとして、二品まきりに興に入けり、

〔吾妻鏡四十一〕建長三年六月五日甲午、有評定、此事毎度日來有盃酒椀飯等之儲、又當炎暑之節者、召寄富士山之雪所、爲備珍物也、彼是以無民庶之煩休、被止之、善政隨一云云、

〔萬葉集十七〕天平十八年正月、白雪多零積地數寸也、於時左大臣橘卿、率大納言藤原豐成朝臣及諸

王諸臣等、參入太上天皇御在所中宮兩院、供奉掃雪、於是降詔、大臣參議并諸王者、令侍于大殿上、諸卿大夫等者、令侍于南細殿、而則賜酒肆宴、勅曰、汝諸王卿等聊賦此雪、各奏其詞、

左大臣橘宿禰應詔歌一首

布流フル由吉ユキ乃之路ノシ髮カミ麻泥マニ爾ニ大皇爾オホキミニ、都可倍ツカヘマツ麻マ都禮レ婆バ貴キ久母クモ安流ア香カ、

〔類聚國史百六十五〕延曆十二年十一月丁亥、大雪、諸司掃雪、賜物有差、

〔信綱記〕一前御代家光德川極月晦日雪降出、元日御出仕之前、鐵御門より内御玄關迄、道通之雪明爲

掃雪